

平成 29 年 9 月 21 日

患者様 各位

大阪市立大学医学部附属病院

大阪市立大学医学部附属病院における単回使用医療機器の不適切な使用について

この度、大阪市立大学医学部附属病院では、他施設の発表を受け、自主的に調査を行った結果、当院におきましても厚生労働省通知で再使用が禁止されている単回使用医療機器の一部について、洗浄及び滅菌を行ったうえで再使用していたことが判明いたしました。

該当する単回使用医療機器は、「骨切削ドリルバー・ブレード（手術時に骨組織に対して使用するドリル及びのこぎりの先端部分）」と「歯科用研磨・充填器材」であり、判明した平成 29 年 8 月 31 日以降は当該機器の再使用は行っておりません。また、当該機器を使用した可能性がある患者様についての健康被害の報告も受けておりません。

平成 27 年 9 月 1 日以降「骨切削ドリルバー・ブレード」を使用した可能性のある患者様につきましては、後日、文書で説明とお詫びの連絡を行います。また、「歯科用研磨・充填器材」を使用した可能性のある患者様につきましては、本書でのご案内とさせていただきます。

本件につきまして、患者様をはじめ多くの関係各位に多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げますとともに、引き続き再発防止策の徹底と医療の安全確保について取り組んでまいります。

お問い合わせなどがございましたら、以下の連絡先までお電話いただきますようお願い申し上げます。

【ご連絡先】

大阪市立大学医学部附属病院

電話番号 代表 06-6645-2121（平日 時間 9：00～17：00）

※「医療機器再使用の件」とお申し出ください。